

都留文科大学電子紀要の著作権について

都留文科大学電子紀要のすべては著作権法及び国際条約によって保護されています。

著作権者

- 「都留文科大学研究紀要」は都留文科大学が発行した論文集です。
- 論文の著作権は各論文の著者が保有します。
- 紀要本文に関して附属図書館は何ら著作権をもっておりません。

論文の引用について

- 論文を引用するときは、著作権法に基づく引用の目的・形式で行ってください。

著作権、その他詳細のお問い合わせは

都留文科大学附属図書館
住所: 402山梨県都留市田原三丁目8番1号
電話: 0554-43-4341(代)
FAX: 0554-43-9844
E-Mail: library@tsuru.ac.jp

までお願いします。

[電子紀要トップへ](#)

紀要が年2回になったこと

都留文科大学名誉教授 中野 猛

1981年に突如図書館長に選ばれた。びっくりしたが就任してわかったのは、図書館が大変らしい。技術者を、ということだったらしい。ただで管理職にしてくれるわけがない。事務室に行って驚いた。十万枚以上の目録カードがうずたかく積まれている。何度問い直してもその理由は理解できなかった。実状を把握していたのは現場の四人の若い女性のみであった。どうやら出入りの書店に依頼して、外注の印刷カードを作成したはいいが、図書との照合を怠って繰り込みを放置していたらしい。考えられないことであった。

当時書庫の狭隘で、電動書架を導入している。電動書架は閉架制が前提である。先述の事情で目録カードがない。閉架にできない。茫然自失するのみであった。

おまけに事務長が病気で倒れた。前職が司書だったということで館長が事務長代行である。

苦難の二年だった。平行して業務を整理し、業務マニュアルを作成していった。予算の配分、図書の選択等々等々。任期は二年と考えていたので二年で何とか片づけた。

次期もありがたいことに選出された。この時蔵書チェックを実施した。これはやはり山梨県立図書館で司書だった稲垣正幸先生が館長時代行われていたのみである。

失敗は、図書館運営には熟練した司書の意見が必要で、司書課程のある大学では、図書館運営委員会に必ず司書課程の教員が参加している。司書課程がなかったこと、熟練した司書とは私自身をさすことなどで、その後のシステムを作り上げることができなかった。未だに残念である。

ただ前記の四人の司書も含めて五人の司書の育成は行ったことになるのかもしれない。これが最大の成果だろう。この四年が後の司書課程設立の基盤となった。

ところで紀要であるが、当時は契約制で特定の業者が独占していた。入札制に切り替えたところ費用が半額になり、年2回の発行が可能となった。これは当時の図書委員長であった右崎先生の功績も大である。

この件は私にも利益があった。私は現在略縁起の研究に熱中して、少しでも時間がほしいという恵まれた身分である。在任中は文部省の科研費をいただくことができ、現在は出版助成金をいただいている。これもすべて紀要に発表した翻刻が基盤になっている。現在の成果が紀要の発表論文が基盤になっている先生は他にも何人もいらっしゃる。審査がない。大きい論文が発表できる。年2回の機会がある。いずれもありがたいことである。

数年後出版助成金の仕事が片づいたら、またお世話にならねばならない。よろしくお願い申し上げます。